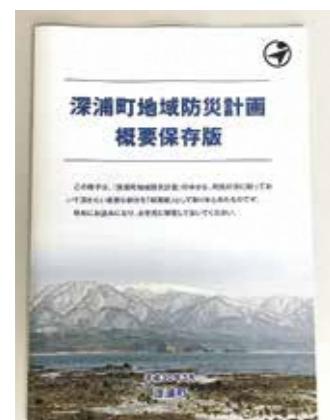


②地域防災計画との具体的な違い、予算確保の面でどちらが有利なかを検討す



▲毎戸配付した概要保存版

当町では、計画内容の優先度からも「地域防災計画」を策定し、見直しも行っているが、「国土強靭化地域計画」の策定はしていない。しかし、町の総合計画や防災計画等の指針となるべき計画であり、我が町が国土強靭化を進める上で必要なものであるため、早期策定に努める。

④写真とそのネーム・キヤブショーンに、一部整合性を欠くものが掲載されていたが、あの写真が町民の誤解を生む心配はないか。

④5月16日の新聞に掲載された写真とそのネーム・キヤブショーンに、一部整合性を欠くものが掲載されていたが、あの写真が町民の誤解を生む心配はないか。

2013年施行の 国土強靭化地域計画 について

《大高議員》

①この計画 자체、地域防災計画との違いが分かりにくく、他市町村で進めているところは少ないようだが、当町の進捗状況は。

《町長》

当町では、計画内容の優先度からも「地域防災計画」を策定し、見直しも行っているが、「国土強靭化地域計画」の策定はしていない。しかし、町の総合計画や防災計画等の指針となるべき計画であり、我が町が国土強靭化を進める上で必要なものであるため、早期策定に努める。

《大高議員》

②地域防災計画との具体的な違い、予算確保の面でどちらが有利なかを検討す

④写真とそのネーム・キヤブショーンに、一部整合性を欠くものが掲載されていたが、あの写真が町民の誤解を生む心配はないか。

《町長》

新聞に掲載された写真に関して、町民の皆様の誤解や疑惑に及ぶようなく意見等は一切届いておらず、むしろ、町民の皆様からは「次回は当選したい」「次回は必ず私も応募したい」などの声が多数聞こえてきています。



▲仙台市宮城野区の楽天生命パークで開催した「白神山地とマグロの町・深浦町スペシャルデー」当町特設PRブースには1000人を超えるお客様が何重もの行列を作っていた。

1985年、今から約34年前に建てられ、登山者の命を守ってきた避難小屋は、老朽化が激しく倒壊の恐れがあり、早急に修復が必要である。この際、修復ではなく、新しい避難小屋を新築すべきと思うが、町長の考えは。

《大高議員》

避難小屋を新築すべきとの意見があつたが、新築となれば、当該避難小屋が白神山地の核心地域に位置することから、県自然保護課及び環境省と長期間の協議を重ね、実施許可を得なければならぬ。今回の補修工事は建物の基礎を残し、外部・内部共に、ほぼ新築に近い内容の補修工事を実施するものであるため、ご理解・ご協力をよろしくお願いしたい。

白神岳避難小屋は、全国の登山愛好家や地元有志からの寄付金240万円と旧岩崎村の補助金250万円、合わせて490万円を掛けて昭和60年に建設され、平成17年の町合併に伴い、当該避難小屋は深浦町に寄贈された。これまで2度にわたり補修・改修工事を実施してきたが、建設から34年が経り、長年厳しい風雪にさらされ、外壁や内部が腐食するなど老朽化も激しく、倒壊の危機となっていることから、今回、再度補修工事を実施することとした。

《町長》

白神岳避難小屋は、全国の登山愛好家や地元有志からの寄付金240万円と旧岩崎村の補助金250万円、合わせて490万円を掛けて昭和60年に建設され、平成17年の町合併に伴い、当該避難小屋は深浦町に寄贈された。これまで2度にわたり補修・改修工事を実施してきたが、建設から34年が経り、長年厳しい風雪にさらされ、外壁や内部が腐食するなど老朽化も激しく、倒壊の危機となっていることから、今回、再度補修工事を実施することとした。



▲白神岳の山頂付近にある白神岳避難小屋



白神岳避難小屋は、全国の登山愛好家や地元有志からの寄付金240万円と旧岩崎村の補助金250万円、合わせて490万円を掛けて昭和60年に建設され、平成17年の町合併に伴い、当該避難小屋は深浦町に寄贈された。これまで2度にわたり補修・改修工事を実施してきたが、建設から34年が経り、長年厳しい風雪にさらされ、外壁や内部が腐食するなど老朽化も激しく、倒壊の危機となっていることから、今回、再度補修工事を実施することとした。

マナーからルールへ。
改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

多くの施設において
屋内が原則禁煙
20歳未満の立入禁止
喫煙室の設置が必要
標識掲示が義務付け

【基本の考え方 第1】「望まない受動喫煙をなくす」
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定密度いる状況を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされる可能性がない人がいるよう状況に置かれたことのないようにすること。
【基本の考え方 第2】「受動喫煙による健康影響の大いに子ども、患者等に対する配慮」
子どもなどの未成熟の頃、患者や受取困難による健診結果が大人のことを考慮して、こどろく生きるのための受動喫煙をなくす。
【基本の考え方 第3】「施設の種類に応じて対応を実施」
「望まない受動喫煙をなくす」という趣旨に沿って、施設の種類に応じて、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じて、禁煙や喫煙室の設置などを実行することにより、施設の運営などに影響を及ぼす。その際、施設の飲食店や宿泊施設等の喫煙室等における喫煙者に対する規制等については、事業者に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正法は、以下のよう3つの基本的な考え方を踏まえ、既存の規制を踏襲し、既存の規制をより効果的に実施するための措置を定めました。

2019年 7月 9月(タバコ-W杯) 2020年 4月 7月(東京オリンピック)

①一部施行①(実施する施設の範囲への記述義務)
②一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)
原則敷地内禁煙
③全面施行(既に以外の施設等)
原則屋内禁煙

詳しい情報はこちらへ
<https://yodokutei.mhlw.go.jp>

▲厚生労働省が公開している望まない受動喫煙をなくすための啓発チラシ

令和2年4月から、企業などがホームページや求人票で職員を募集する際、職場の受動喫煙対策を明示する義務が新たに生じる。平成30年7月に健康増進法が成立し、今年7月から学校・病院・行政機関等の職員募集時に「この財源が充てられており、さらに、十二湖公園線道路改良工事にも一部この財源が充てられる」となっています。

令和2年4月から、原則禁煙となる。当町も敷地内禁煙、勤務中の禁煙を実施しているが、未だ守らない職員が少々いる。今後、規則を守つてもうらうために罰則を作る必要があると思う。たまたま守らない職員が少々いる。その後、規則を守つてもうらうために罰則を作る必要があると思う。

①どんな罰則が必要か検討してほしい。

昨年、国会で「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月から受動喫煙対策が強化されることに先立ち、本年7月から全ての学校、病院、行政機関等の

関は屋内全面禁煙、飲食店は令和2年4月から原則禁煙となる。当町も敷地内禁煙、勤務中の禁煙を実施しているが、未だ守らない職員が少々いる。今後、規則を守つてもうらうために罰則を作る必要があると思う。

①どんな罰則が必要か検討してほしい。

昨年、国会で「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月から受動喫煙対策が強化されることに先立ち、本年7月から全ての学校、病院、行政機関等の